

(別紙1)

上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事仕様書

工 事 名 令和8年度 第3号  
スポーツセンター等管理事業  
上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事  
施 工 場 所 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3871番地  
工 事 期 間 契約日の翌日から～令和9年3月19日（金）  
施 工 面 積 2,933㎡  
事業限度額 総額20,000,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

1. 適用範囲

本仕様書は、「上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事」に適用するものとする。

2. 施工数量

- テニスコートの人工芝4.5面(2,933㎡)を張り替えること。
- 使用する人工芝は日本テニス協会公認の人工芝とし、3.に定める仕様を満たすこと。

3. 人工芝製品の仕様

- 本工事で使用する人工芝は、下記事項を満足する製品であり例外は認めない。
  - 見積書の提出時点で公益財団法人日本テニス協会(JTA)のコート推薦メーカーの製品かつ敷設実績のある製品とする。
  - 国際テニス連盟(ITF)の公認品とし、下表に定める仕様を満たすこと。
  - 国民スポーツ大会、インターハイ、全日本実業団、全日本都市対抗等の全国大会規模の公式戦への採用実績を有する製品であること。
  - 使用する珪砂は、製造者が明確なもので安全性の保証されているものとする。

| 項 目 |        | 仕様（材質）              |
|-----|--------|---------------------|
| パイル | 素材     | ポリプロピレンもしくはポリエチレン   |
|     | 製法（形状） | スプリットヤーン            |
|     | 長（丈）   | 19mm以上              |
|     | 厚み     | 各社仕様による             |
|     | 織度     | 6,000dtex以上         |
|     | カラー    | 監督員と協議（緑系もしくは青系とする） |

- 上記(1)の仕様を満たす製品であることを確認するため、記入済みの様式7（確認書）と割付図を提出すること。

4. 施工手順

(1) 既設人工芝撤去

1) マーキング及びカット

人工芝には約2mの巾で目印(切れ目)を付け、マーキングに従い道路カッターで既設人工芝をカットする。

2) 巻取り(巻き取り作業は下地舗装を傷めないよう慎重に作業する)

ホイールローダー等を使用し、カットして巻き取る。巻取り後、ロープ等で括り、解けないようにする。

3) 運搬

①巻き取った人工芝をコート外に搬出し、敷地内の駐車場にて一時保管する。

②場外に運搬し関連法令を遵守して処理を行い、マニフェストを提出すること。

(2) 新規人工芝敷設

1) 敷設前に下地舗装の状態を確認し、損傷があった場合は、下地不陸補修する。

※全面積に対して5%程度の下地修正補修は見込むこと。それ以上の場合は別途発注者との協議とする。

(3) 検査

1) 工事終了後、施設管理者に立会いを求め、検査を行う。

2) 不合格及び手直しの指摘があった部分については速やかに補修を行う。

**5. 瑕疵担保等**

(1) 人工芝についての製品保証期間は下記のとおりとし、引渡しの日から起算するものとする。

1) 製品保証は最低2年以上とする。ただし、製品について故意又は重大な過失による不具合が認められた場合は10年とする。

2) 保証の範囲について、疑義が生じた場合には、関係者協議の上、誠意をもって解決するものとする。

3) 人工芝製品に不具合が生じた場合には、状況を調査後、処置方法の検討を行うこと。

4) 免責事項

①天災・地震等の不可抗力によるもの。

②故意又は過失による人為的要因に起因するもの。

5) 本工事で使用する人工芝製品について、「製品仕様（パイルの厚み、単位面積のタフト数、充填材の粒径など）について相違がある」など、材料承認を受けた製品と認められない場合には、全契約面積について張り替えること。

(2) その他、定めのない事項については以下の参考資料に準拠し、発注者と協議の上、その指示によるものとする。

以上